

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医の登録  
保安林の指定の解除(二件)  
保安林予定森林  
生産事業者の登録の失効  
土地改良事業計画の適否の決定(三件)  
土地改良事業の認可(二件)  
開発行為に関する工事の完了
- ◇公 告 毒物劇物取扱者試験の実施
- ◇正 誤 昭和五十三年十月鳥取県告示第八百六十八号中訂正

## 規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月二十日

### 鳥取県規則第六十二号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「九、四五〇円」を「一〇、四九〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
松 本 由 香 里	鳥医第二、三二三号	昭和五十三年十月六日
奥 田 浩 史	鳥医第二、三二四号	"

山 尾 洋 樹	日 笠 親 績	楊 川 明 美	広 畑 誠
鳥医第二、三一八号	鳥医第二、三一七号	鳥医第二、三一六号	鳥医第二、三一五号
〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字東浜七八四の八、七八四の一、七八四の一  
二、七八四の一五、七八四の一七、七八四の一八、七八四の二、七八  
四の二三、七八四の二五、七八四の七二、七八四の七七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字貝津掛三九六の一、三九七の一（以上二筆に  
ついて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役  
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和  
二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷三〇一八、三〇一九の一、三〇一九  
の二、三〇二〇の一、三〇二〇の二、三〇二一、三〇二二、三〇二二  
の一、三〇二二の二、三〇二三の一から三〇二三の三まで、三〇二五  
から三〇二八まで、三〇二九の一、三〇三〇から三〇四五まで、三〇

四五の一、三〇四六から三〇五四まで、三〇五四の一、三〇五五から三〇六〇まで、三〇六一の一、三〇六一の二、三〇六一の四、三〇六一内第一、三〇六一内第二、三〇六一次一、三〇六一、三〇六四の一、三〇六九の一、三〇七〇、三〇七二の一、三〇七二の二、三〇七三、三〇七七の二、三〇七九、三〇八〇、三〇八四、三〇八五の一、三〇九〇の二、三〇九一、三〇九二の一、三〇九二の二、三〇九四、三〇九六の一、三〇九七、三〇九八、三〇九九の一、三一一〇の一、三一一〇の二、三一一一、三一一二の一、三一一三、三一一六、三一一八の一、三一一八の二、三一二七から三一二九まで、三一一三〇の二、三一一三一、三一一三五から三一一三九まで

## (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (三) 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字野々谷二八二六から二八六一まで、字下ノ谷二八七一、二八七二、二八七四から二八七九まで、字サギ谷二九一三から二九一八まで、二九一九の一、二九一九の二、二九二〇の二、二九二〇の三まで、二九二二の一、二九二二の二、二九二三、二九二四から二九三七まで、二九三七の一、二九三七の二、二九三九から二九四二まで、二九四四から二九四九まで、字長途二九五六、二九五七、二九五九、二九六一、二九六三から二九六八まで、二九七〇、二九七〇の一、二九七一から二九七五まで、二九八一から二九八六まで、字官ノ谷二九九〇、二九九二、二九九二の一、二九九三から三〇〇〇まで、三〇〇一の一、三〇〇一の二、大字西野字西山三二六、三二八から三三五まで、字ツルギ三三七、三三七の一、三三七の二、三三九、三四〇、三四一の一、三四五の一、三四五の二、三四五の七、三四七、三四九、三五〇、字餘戸七八三、七八四の一、七八四の二、七八四の四、七八五の一、七八五の三、七八六、七八七、七八八の一、七八八の三、七八九の一、七九〇から七九三まで、字小平田七九四の一、七九五から八〇三まで、八〇五、八〇七から八一〇まで、八一二の一、八一二の三、八一三の一、八一三の三、八一四から八一六まで、八一七の一、八一七の三、八一八、八一九の一、八二〇の一、八二〇の二、八二一、字大途八二二、八二三の一、八二四、八二五の一、八二五の二、八二六の一から八二六の三まで、八二八、八二九、八三〇の二、八三〇の四、八三一、八三二の二、八三二の五、八三三、八三四の一、八三四の三、八三五の一、八三五の三、八三七、八三八、八三九の二から八三九の三まで、八四一の一、八四一の三、八四一の四、八四二から八四八まで、八四九の一、八四九の二、八五〇、八五一、字陰上へ八五二から八五六まで、字小谷八五七の一、八五八、八五九の一、八六〇から八六二まで、八六三の三、字荒尾谷八六四の二、八六五の一、八六五の三、八六六の一、八六八、八六九、八七〇の一、字折橋向八七

二から八七六まで、字木戸ケ谷八七七から八七九まで、字折橋山一〇二二の一、一〇二三から一〇二六まで、字中山一〇二七から一〇三五まで、字城山一〇三八から一〇四二まで、字向山一〇四三から一〇五一まで、字西山上へ一〇五二、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四から一〇六八まで、一〇七〇、一〇七一、一〇七二の一、一〇七二、一〇七二の二、一〇七三、一〇七三の一、一〇七四から一〇七八まで、一〇七九の一、一〇七九の二、一〇八一、一〇八二、一〇八四から一〇八七まで、字剣山一〇八八から一〇九一まで、一〇九三から一一〇六まで、一一〇八から一一一四まで、一一一一の一、一一一四から一一二〇まで、字天王谷一一二一から一一二三まで、一一二四の一、一一二四の二、一一二五から一一三五まで、一一三五の一、一一三六、一一三六の一、一一三七から一一五〇まで、字中ノ畑上エ一三八六から一三九〇まで、字橋本一四二三の一、一四一四の一、一四一五の一、一四一六の一、一四一八、一四一九の一、一四一九の二、一四二一から一四二七まで、一四二九、一四三二から一四三四まで、字渋谷一四三九、一四四〇、字勤々一四四一、大字大呂字向イ山八八〇から八九一まで、字西山八九二、八九二の一、八九三から八九九まで、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一から九一五まで、九一一の一、九一二、九一二の一、九一三から九一九まで、九二〇の一、九二〇の二、九二一、九二二、字久谷九二五、九二八から九三〇まで、九三一の一、九三二から九三五まで、九三六の一、字丸淵九三八の一、九四一の一、九四一の二、九四二、九四二の一、九四二の二、九四三の一、九四三の二、九四四、九四五の一、大字大内字西山七九〇から七九五まで、七九六の一、七九六の二、七九七、七九八、八〇〇、字花ケ谷八〇一から八〇四ま

で、八〇四の一、八〇五から八〇九まで、八〇九の一、字小滝尾八一〇、八一〇の一、八一〇の二、八一二、八一二の一、八一五、字箕ケ谷八一七から八二一まで、八二二の一、八二二、八二二の二、字田ケ畑八二三、八二四、八二四の一、八二五から八二九まで、字タレザコ八三一、八三二、八三四、八三六、八三九から八四一まで、八四五の一、字日位上八五一の一、八五一の二、八五二から八五七まで、八五八の一から八五八の六まで、八五九、字横根下平八六三、八六六から八七二まで、字カケ八九〇、八九一、八九五、八九六の一、八九七、字牛房途八九八、八九九の一から八九九の三まで、九〇〇、九〇〇の一、九〇三の一、九〇四の一から九〇四の九まで、九〇五、九〇六、字二ノ丸九一の一の二、九一一の四、九一二の一、九一三から九一五まで、九一六の一、九一七の一、九一八の一、九一八の三、九一九の一、九二一、九二二、九二四から九二六まで、字タケ九二七の一、九二八、九二九、九三〇の一、九三一の一、九三二の一、九三三、九三四、九三四の一、九三五、九三六の二、九三七、九三八、九三九の一、九四〇、字大林九四一、九四二、九四二の一、九四三の一、九四四、九四五、字カツラ谷九四六から九五一まで、字梅ケ谷九五二、字小畑ケ九八〇の二、字大敷谷一〇一〇、字六久ノ平一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四八から一〇五三まで、一〇五四の一、一〇五五、一〇五六の一、一〇五六の三、一〇五七、一〇五八の二、一〇五八の三、一〇五九の一、一〇六〇から一〇六二まで、字木下上エ一〇七三から一〇七八まで、字龍野一〇八七、一〇八八、字草木一〇九五、一〇九六、一〇九七の一、一〇九九、一一〇〇、一一〇三、一一〇六、一一〇七、一一〇八の一、一一一〇の一、一一一一、一一一一の一、一一一一の二、字引

廻し一一二、一一三、一一四の二、一一五、一一六、一一七の二、一一九の二、一一九の三、大字尾見字羽香地三八〇、三八一、三八二の一、三八三の一、三八四、三八五の一、三八五の二、字小古胤三八六の一、三八七の一から三八七の三まで、三八八、三八九、三九〇の一、三九一、三九二の一、字淵ノ上三九五の一、三九六、四〇〇から四〇二まで、四〇三の一、四〇四、四〇五、四〇六の一、四〇七から四一四まで、字小谷下モヒラ四一七、四一八、字菫蒲田四五〇、四五一、四五二の一、四五三、四五四、大字惣地字中ノ谷高木五六九、五七〇、五七〇の一、五七一から五七三まで、五七五の二、五七六の二、五七六の三、五八一の一、六一八、六三四、六三四の一、六三四の二、大字東字塚字隠谷上四八三、四八三の一、四八四、四八四の一、字隠谷口西平四八五から四九六まで、字中尾口四九八から五〇三まで、字中尾上五一七、五一八、字津満屋六二二の二、六三七の二、字池ノ谷奥六七三から六七六まで、字荒神谷口六八〇、六八一、六八一の一、六八二から六八八まで、字大ガケ谷六八九、六九〇、六九八の二、六九九の一、六九九の二、七〇〇の二、七〇一、大字西字塚字吉ヶ谷中六三一の一、六三二、六三二の一、六三二の二、六三二の三、六三四次一、六三七、六三七の二、字吉ヶ谷奥六三八、六四〇の一、六四〇次一、六四一、六四三、字古屋谷口六四六、六四七の一、六四七の二、六四八、六七七、六七八の一、六七九、字花井皆地上六八四、六八五、六八六の一、六八七から六九〇まで、字柿木谷七一九、字ソラサコ七二〇、字山神谷七二三の六、七二五、七二六、七二九、字ヒエ田七五八の一から七五八の一三まで、七五八の一六、七五八の二一、七五八の二五から七五八の三八まで、七五八の四〇、七五八の

四一、七五八の四三、字瀧ノ横路七五九の一から七五九の四まで、七五九の六から七五九の八まで、七五九の一から七五九の一五まで、七五九の一七から七五九の一九まで、七六〇、七六〇の一、七六一、七六一の一、七六二、七六二の一、字少ナ谷七六三から七六五まで、七六五の一、七六六から七七四まで、七七四の一、七七五から七七八まで、七七八の一から七七八の三まで、七七九、七八五の一、七八五の三、七八五の五から七八五の二二まで、七八五の一四から七八五の一六まで、七八五の一八、七八五の二〇から七八五の二二まで、七八五の二五、七八五の六一、七八五の六四から七八五の七六まで、七八五の七九から七八五の九三まで、七八五の九五から七八五の九九まで、七八五の一〇一、七八五の一〇二、七八五の一〇四、七八五の一三〇から七八五の一三四まで、七八五の一三八、七八五の一四八から七八五の一五〇まで、七八七、七八八、七九〇から七九四まで、七九四の一から七九四の四まで、七九五から七九八まで、七九八の一、七九九、七九九の一、八〇〇、八〇一、八〇一の一、八〇一の二、八〇二、八〇二の二、八〇二の四から八〇二の九まで、八〇三、八〇四の一から八〇四の七まで、八〇五から八〇七まで、八〇七の一、八〇八の一、八〇八の三から八〇八の一一まで、字山神口向八一〇から八一二まで、字井手口ノ上八一三の一、八一三の二、八一四、八一五、字持地谷平八一九、八二〇、八二一の一、八二一の二、八二一の四から八二一の六まで、八二二、八二二の一、八二二の三、八二四、八二四の一、八二五、八二六の二から八二六の一八まで、八二七、八二七の一、八二八、八二八の一、八二九から八三一まで、八三一の一、八三一の二、八三二から八三八まで、字岡城谷平八四四、八四五、八四九から八五

一まで、八五五から八六一まで、八六六から八六八まで、八六八の一、八六八の二、八六九から八七九まで、八八三、八八四の一から八八四の四まで、八八五、八八六の一から八八六の四まで、八八七から八九三まで、八九五、字水落ノ上エ八九九、九〇一の一から九〇一の三まで、九〇二、九〇四、九〇八から九一二まで、字小林谷平九一四から九二八まで、九二八の一、九二九から九三四まで、三七六、三七八、字シコヒロ九三九、九四〇、字シコイ谷平九四一から九五〇まで、九五一の一、九五一の二、九五二から九七二まで、九七二の一、九七二の二、九七三から九九二まで、字工屋ノ上エ九九三の一から九九三の三まで、九九四、九九六、九九七、一〇〇一、字岩ナメ谷口一〇〇二、一〇〇三、字岩ナメ谷口上一〇六二、字金尾ノ上一〇六三の一、一〇六四の一、一〇六五から一〇七七まで、一〇七八の一から一〇七八の七まで、字吉ヶ谷一〇七九、一〇八四の一、一〇八四の三から一〇八四の九まで、一〇八四の二三から一〇八四の二九まで、一一一九の一から一一一九の三まで、字吉ヶ谷中一一二〇、字坂ノ谷一一二一の二、一一二一の三、一一二一の八、一一二二、字檜ヶ谷一一三六、一一三七の一、一一五一、字坂ノ谷一一五二、字又毛谷右平一一八四の一八から一一八四の二〇まで、字流レ谷一一八六の七四、字又毛谷左平一一八六の七六、一一八六の七八、一一八六の八〇、字流レ谷一一八六の八二、一一八六の九〇、一一八六の九七、字大畑谷一一八七の一から一一八七の二〇まで、一一八七の二二から一一八七の三三まで、一一八七の三五から一一八七の三八まで、一一八七の四〇、一一八七の四九から一一八七の六四まで、一一八七の七〇、一一八七の七七、一一八七の八一、一一八七の八二、一一八七の八九、一一八七の九四、一一八七

の九八、一一八七の一〇〇、大字河津原字ケモドコ二二七の一、二二八の一、二二九から二三一まで、二三一の一、二三一の二、二二二、二二三の一、二二三、字大畑谷二三七、字下モノ谷二三八、二五〇、二五二から二五五まで、字山口上二五六から二六一まで、二六三、二六四、字山口上二六五から二六七まで、字山口上二六八、二六八の一、字奥田二六九、二七〇、二七四の一〇、二七五、字スゲ谷口二七六、二七七、二七八の一、二七八の二、二七九の一から二七九の一まで、二八〇、二八〇の一、二八一から二九三まで、字小谷口上二九六、二九七の一、二九七の二、二九八から三〇二まで、字場谷三〇三の一、三〇三の二、三〇四、字河津原奥三〇五、三〇五の一、三〇六、三〇七、字河津原ノ上へ三〇八から三一〇まで、三一一の一から三一一の四まで、字マア谷口二二七、三二二から三二六まで、三二六の一、三二七から三二九まで、三二九の一、三三〇から三三九まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一から三四七まで、三四七の一、三四八、三四九の二、三四九の三、三四九の五、字ヲコ屋敷三五〇から三五四まで、三五四の一、三五四の二、三五五から三六〇まで、三六〇の二、三六五、三六六、三七〇の一、三七〇の二、三七七の一から三七七の五まで、三七七の七、三七七の一五、三七七の一六、三七七の二〇、三七七の二一、三七七の二九、三七九の五、三七九の八、三七九の九、三七九の一三、三七九の一六、三七九の一八、三七九の二〇、三七九の二三から三七九の二九まで。

## (二) 指定の目的

水源のかん養

## (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所名称	事業所の所在地
四十	岡本春子	東伯郡三朝町上西谷三四八	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	岡本春子苗畑	東伯郡三朝町上西谷三四八

鳥取県告示第九百三号

昭和五十三年六月一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(穴鴨地

区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
 

土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
 

昭和五十三年十月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
 

三朝町役場
- 四 異議の申出
 

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四号

昭和五十三年八月七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(峰寺地区農地造成)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五号

昭和五十三年八月三日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（桑原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（岩坪地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（大父地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。  
昭和五十三年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十三年七月七日 鳥取県指令受米土糞第八百号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市東海原字沖林ノ八
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松江市浜葉町一津二〇号 中込明彦

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和53年10月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日及び場所  
昭和53年12月8日（金曜日）午前10時から午後3時まで  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 2 試験科目  
(1) 筆記試験  
ア 毒物及び劇物に関する法規  
イ 基礎化学  
ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」と

いう。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚
- (4) 精神病者、麻薬、大麻、おへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんぼ、盲若しくは色盲の者を証する医師の証明書
- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 3,700円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験申請書の提出期限  
昭和53年11月10日（金曜日）まで

正 誤

昭和五十三年十月鳥取県告示第八百六十八号(保安林予定森林について)  
中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	終りから四	保安林	保安林予定森林
二	上	三	大山町大字大山	大山町大山
二	上	三	大字豊房	豊房
二	上	四	大字赤松	赤松
二	上	九	主伐としての	立木の
二	上	十	大山町大字大山	大山町大山

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)